

こどもの未来対策特別委員会会議録

I 日 時 令和7年1月21日（火）

午前8時45分開会

午前11時16分閉会

II 場 所 大会議室

III 出席委員

委員 長	武田 慎一
副委員 長	山崎 宗良
委 員	佐藤 則寿
〃	尾山 謙二郎
〃	光澤 智樹
〃	瀧田 孝吉
〃	庄司 昌弘
〃	大門 良輔
〃	種部 恭子
〃	井加田 まり
〃	奥野 詠子
〃	火爪 弘子
〃	宮本 光明

IV 出席説明者

厚生部

厚生部長	有賀 玲子
こども家庭支援監（こども家庭室長）	松井 邦弘
厚生部参事（こどもの心のケア推進担当）	牧本 優美
こども家庭室こども政策課長	池田 佳美
こども家庭室子育て支援課長	

伊東 一彦

こども家庭室こども未来課長

橋本 桂芳

こども家庭室課長（児童相談所等機能強化推進担当）

稲垣 岳彦

健康対策室健康課長 石崎 智雄

教育委員会

教育長 廣島 伸一

教育次長・教育みらい室長

中崎 健志

参事・教育企画課長 板倉由美子

教育みらい室特別支援教育課長

魚津 直美

教育みらい室課長（児童生徒支援担当）

富川 展行

V 会議に付した事件

1 閉会中継続審査事件について

- ・「富山県こどもの権利に関する条例（仮称）について」及び「いじめ・体罰など学校生活におけるトラブル、虐待・貧困などの家庭環境、障害や発達特性などにより不登校やひきこもりなど困難を抱える子供や若者が希望をもって暮らせる社会に向けた取組について」

2 行政視察について

3 その他

VI 議事の経過概要

1 閉会中継続審査事件について

(1) 報告事項

池田こども政策課長

- ・富山県こどもの権利に関する条例（仮称）素案について

富川教育みらい室課長

- ・令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要について

(2) 質疑・応答

佐藤委員

- ・富山県こどもの権利に関する条例（仮称）について
- ・いじめ・体罰など学校生活におけるトラブル、虐待・貧困などの家庭環境、障害や発達特性などにより不登校やひきこもりなど困難を抱える子供や若者が希望をもって暮らせる社会に向けた取組について

光澤委員

- ・富山県こどもの権利に関する条例（仮称）について

大門委員

- ・富山県こどもの権利に関する条例（仮称）について

種部委員

- ・困難を抱える母子の支援について
- ・発達障害の子供の移行支援について

奥野委員

- ・富山県こどもの権利に関する条例（仮称）について
- ・児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題について

火爪委員

- ・富山県こどもの権利に関する条例（仮称）について

武田委員長 報告事項に関する質疑及び今回の委員会の調査事項「富山県こどもの権利に関する条例（仮称）について」及び「いじめ・体罰など学校生活におけるトラブル、虐待・貧困などの家庭環境、障害や発達特性などにより不登校やひきこもりなど困難を抱える子供や若者が希望をもって暮らせる社会に向けた取組について」の質問に入ります。

質疑・質問は説明員の分掌事務の範囲内で行うものとい

たしますので、よろしくお願いいたします。

質疑・質問はありませんか。

佐藤委員 私からは、まず富山県こどもの権利に関する条例（仮称）について3問伺います。

この条例制定に至る背景につきましては、1989年に国連で採択された子どもの権利条約の精神にのっとるものであり、公明党は、条約が掲げる「子どもの意見の尊重」などの理念の具体化や基本法の制定などに一貫して取り組んでまいりました。

その上で、本県における条例の目的、基本理念においては、社会全体で子供を支えるための取組を推進することや、社会の宝である子供を権利の主体として尊重することが明記されていることに心から賛同をしております。

そこで、条文の内容に基づいた具体的な施策について伺います。

初めに、第13条の相談支援体制の充実に関してですが、いわゆる「困難な状況にあるこども」に関する相談を行うことができる体制や相談者が安心して相談できる環境整備について、その強化、拡充策についてお聞かせ願います。

具体的には、4月に富山駅前のC i Cビルに開設するこども総合サポートプラザをイメージしておりますけれども、改めて現在の相談体制と今後の体制強化などについて稲垣こども家庭室課長に伺います。

稲垣こども家庭室課長 現在の県の相談体制につきましては、富山児童相談所では子供の福祉など、県総合教育センターではいじめや不登校など、子ども・若者総合相談センターではニートやひきこもりなど、県警少年サポートセンター東部分室では、非行や不良行為などについて、それぞれで対応しております。

「困難な状況にあるこども」の相談体制や相談者が安心

して相談できる環境整備については、それぞれの悩みをどこに相談すればよいか窓口が明確であることや悩みの解決に向けて的確に対応できる専門性があること、子供のみでも来所相談できるよう公共交通機関を活用できる場所にあること、本人や相談に関する秘密が守られることなどが重要と考えております。

このため、本年4月に開設予定の富山県こども総合サポートプラザでは、富山駅前相談機関を集約して、子供に関する幅広い相談にワンストップで対応することとしております。

また相談対応の際には、各相談機関の専門職員が連携するとともに個室の相談室を活用してプライバシーに配慮するほか、富山駅前から自宅や通学先が離れているなどの事情によって来所が困難な場合にも対応できるよう電話による相談の実施ですとか、遠隔での対面相談を希望される場合にはZ o o mなどオンラインによる相談を検討するなど、一人一人の相談者に寄り添ったきめ細かな相談支援を行うことなどにより、相談支援体制の充実強化を図ってまいります。

佐藤委員 今ほど答弁がありましたようにワンストップで相談できる場というのが一番大事だと思います。

また一人一人に寄り添うということで様々なケースを想定されていると思います。富山県リハビリテーション病院・こども支援センターまたはそこに隣接するところで富山児童相談所での一時保護や家庭への指導機能、また児童心理治療など、今ほど紹介がありましたけれども、いろいろ窓口を用意されているということは重々承知しておりますけれども、今後ともしっかりと対応していただければと思います。

続いて、第14条の「こども等からの意見聴取及び施策へ

の反映」について伺います。

「こども等の幅広い意見を反映させるため、こども等からの意見を聴取する」とのことですが、具体的にはどのように聴取を行うのか、また、様々な「困難な状況にあるこども」からの聴取はどのようにされるのか、池田こども政策課長に伺います。

池田こども政策課長 条例の素案第14条において、「こども等からの意見聴取及び施策への反映」について盛り込んでいるところがございます。子供等からの意見聴取の方法につきましては、対面やウェブ、紙によるアンケートなどが考えられるところです。

具体的には、子供と知事との意見表明交流会などによる対面での意見聴取やこども県政モニターなどによるアンケート方式での意見聴取を考えております。

また、社会的養護下にある子供をはじめとした様々な「困難な状況にあるこども」たちからの意見聴取も重要と考えており、安心して意見を述べることができる環境に配慮し、日頃から関係を構築している施設の職員の御協力を頂きながら、ヒアリングによる意見聴取を行うことを考えております。

さらに、子供等からの意見については、施策への反映の可能性について検討するとともに、その検討結果をホームページなどに掲載し、フィードバックしてまいりたいと考えております。

佐藤委員 こども家庭庁がガイドラインを作成したという報道もあったように思います。子供、若者の声を聞く方法について、今ほどありましたけれどもアンケートなど様々な工夫をされているということですが、ガイドライン等にもいろいろな例が掲載されているようでございます。いずれにしても、そういったものはあくまでも一例、ヒント

であって、よりよい方法をまた探していただければと思います。また、そのプロセス等においても子供の意見を聞くということが大事だと思いますのでよろしく願いいたします。

この条例について最後の質問になりますけれども、第17条の「こどもの居場所づくりの促進」について伺います。

本県では、不登校など様々な困難を抱える子供が学校以外の居場所で安心して過ごせるよう、民間団体における居場所の開設や特色ある取組に対して助成を行っていることは承知しております。

そこで改めて、子供が安全で安心して過ごし、多様な学びや遊び、体験活動等に接することができる居場所の現状と今後の促進策についての取組を橋本こども未来課長に伺います。

橋本こども未来課長 子供たちが健やかに成長するためには、安心して過ごせる子供の居場所が不可欠であり、県では学校以外の居場所でも子供が安心して過ごせるよう、昨年度は10の民間団体に対して子供の居場所の開設に係る経費や新たな学習支援カリキュラムの導入、体験学習の実施等の特色ある取組への支援を行っており、今年度におきましても市町村との連携事業として引き続き取り組んでいるところでございます。

また、こども食堂につきましても、これまでも市町村と連携しこども食堂の立ち上げ経費を支援してまいりましたが、今年度は支援内容を拡充し、初年度の運営費や特色ある取組に要する経費についても支援しており、県内のこども食堂の箇所数も12月末時点で75か所とその数は年々増加しております。

さらに、放課後児童クラブやとやまっ子さんさん広場につきましても、市町村と連携して運営費等を支援しており、

令和5年度では、放課後児童クラブについては県内15自治体の305か所、とやまっ子さんさん広場につきましては、10自治体の31か所で実施されております。

今後とも地域の中で安心して過ごせる子供の居場所づくりが促進されますよう、市町村や関係の皆様とも連携し、引き続き各施策に取り組んでまいります。

佐藤委員 いずれにしても、理念条例だけではなくて実効性のある対応を速やかに拡大していただくことが重要だと思います。

引き続き、第2のテーマである「いじめ・体罰など学校生活におけるトラブル、虐待・貧困などの家庭環境、障害や発達特性などにより不登校やひきこもりなど困難を抱える子供や若者が希望をもって暮らせる社会に向けた取組について」伺います。

本県では様々な困難を抱える子供や若者を支援する窓口として、富山県子ども・若者総合相談センターが設置されております。また一方で、ひきこもり状態にある当事者や家族の方などの支援を行う富山県ひきこもり地域支援センターを設けております。

そこで、その役割と成果について石崎健康課長に伺います。

石崎健康課長 子ども・若者総合相談センターでは、ニートやひきこもり、不登校などの社会生活を営む上での困難を有する子供・若者、その家族からの電話やメール、SNS、来所による相談に対応しております。一時的な受皿となりまして、必要な助言や情報提供、関係機関への紹介を行っております。

令和5年度におきましては、相談件数515件のうち、ひきこもりに関するものが84件ございました。

一方で、心の健康センター内に設置しておりますひきこ

もり地域支援センターでは、全ての世代のひきこもりの状態にある方や家族からの相談に対応しているところがございます。

令和5年度におきましては、電話相談が延べ145件、来所相談は77事例で延べ655件受けているところがございます。相談支援を継続することで精神疾患を患っていたり、患っていることが判明しまして治療につながった方、また就労やひきこもり状態が改善された方もございます。

また、同ひきこもり地域支援センターでは、身近な窓口として支援を行っております市町村、厚生センターや民間団体に対しまして人材育成も取り組んでおりまして、ひきこもりについて理解いただくため、民生委員やひきこもり経験者など延べ362名のひきこもりサポーターを養成しているところであり、地域における普及啓発などを行っていただいております。

今後も、市町村や関係機関等と連携しながら、当事者がそれぞれの状況に応じて必要な支援を受けられる体制づくりに努めてまいります。

佐藤委員 私も長らく議員を務めてきたこともありまして、本当に長い間苦しんでおられる方やそのご家族を県の相談窓口で紹介させていただいたこともあります。

課長からもありましたけれども、ひきこもりサポーターの養成も大変力強く行っているということで、時間がかかるケースが大変多いと思いますが、また今後ともよろしく願いいたします。

次に、増加する不登校の児童生徒への対応について伺います。

不登校の要因としては、教員や友人との人間関係の問題、学業不振、生活リズムの不調など様々あると思います。

学校に戻りたい児童生徒がいる一方で、学校以外での学びを望むケースもあるのが実態と考えます。

また、国においては、スクールカウンセラーなどの専門職の配置や不登校の児童生徒に配慮した教育課程を編成できる不登校特例校の設置を推進しています。そうしたことから、学びの多様化学校の設置は本県においても重要と考えますが、その取組について富川教育みらい室課長に伺います。

富川教育みらい室課長 不登校児童生徒数は増加傾向にあり、その根本的な原因をしっかりと把握し、個に応じた支援につなげていくことが重要であると考えております。

学びの多様化学校、いわゆる不登校特例校では、特例措置によって特別の教育課程を編成することが可能であり、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた支援を行うことができるものと認識しております。

文部科学省によると、学びの多様化学校は令和6年度現在、全国で35校、うち公立学校21校、私立学校14校が設置されております。富山県では設置されていないものの、富山市教育委員会において設置に向けた調査を進めていると聞いております。

県教育委員会としては、富山市教育委員会と情報を共有するとともに、児童生徒の学びを保障するために連携を図りながら、必要な支援について検討を続けてまいりたいと思っております。

佐藤委員 当然県としても積極的にそういったニーズ調査を長らく行ってきたと認識しておりますし、現場の声を聞いてまたサポートしていただければと思います。ぜひとも前向きに推進していただくようお願いいたします。

次の質問です。

学習や教育相談などの活動を行う民間のフリースクール

については、その利用料を助成する自治体が増えてきているところでありまして、本県においても、今年度からはフリースクールなどの利用家庭に対するさらなる支援を始めたところでもあります。

そこで、改めてフリースクールなど重要な学びの場のさらなる確保も必要と考えますが、その施策について富川課長に伺います。

富川教育みらい室課長 不登校児童生徒などの困難を抱える子供たちが安心して学ぶ場所や居場所の確保は重要であり、個々の状況に応じた多様な学びの場の確保のためには、学校以外にも児童生徒の居場所の選択肢を増やしていくことが大切であります。

県では、フリースクールなどを運営する民間施設に対し、子供の居場所の開設に係る経費などを支援しております。加えて今年度から、フリースクール等を利用する家庭に対して当該施設の利用料の一部を支援する事業を始めております。

また、市町村教育委員会では学校外の教育支援センターに加え、今年度は6市町で、国の事業を活用して校内教育支援センターを設置し、一人一人の状況に応じた支援に取り組んでおります。

県教育委員会では、学校、市町村の教育支援センター、フリースクール等民間施設の代表者が参画いただいている不登校児童生徒支援協議会を開催しております。この中で、多様な学びの場のよりよい連携について協議しているところでもあります。

今後とも、学校外の施設等との連携強化に努めてまいりたいと考えております。

佐藤委員 今ほど紹介もありましたけれども、市町村では校内教育支援センターという取組を行っているところであり、

登校しても教室にいろいろな児童生徒のため、いわゆるスペシャルサポートルームを設置しているところもあるとのこと。導入した地域においては成果が出ていると伺っており、スペシャルサポートルームの設置について一層の促進を図るべきと考えますが、富川課長に見解を伺います。

富川教育みらい室課長 文部科学省が令和4年度に策定した不登校対策（C O C O L O プラン）においては、教室に入りづらい児童生徒が学びたいと思ったときに学べる環境の整備として、校内教育支援センター、通称スペシャルサポートルームの設置を促進するとされているところであります。

県内では今年度、国の事業を利用して6つの市町の小中学校で新たに校内教育支援センターが55か所設置され、教員以外の支援員などが児童生徒一人一人の状況に応じた支援に取り組んでいます。

設置した市町の教育委員会からは、登校できなかつた生徒が少しずつ登校できるようになった、教室に入りづらいと感じている児童が校内で安心して活動できる新たな居場所を得ることができたという話を伺っております。

令和7年度文部科学省予算案では、この校内教育支援センターの支援員の配置を支援するなど、校内教育支援センターの設置を促進する事業が引き続き計上されています。

県教育委員会としては、市町村教育委員会とも連携の上、スペシャルサポートルームのさらなる設置に向け、国事業の活用など検討を進めてまいりたいと考えております。

佐藤委員 冒頭の条例制定等につきましても、子供を主にして社会全体で子供を守るといいますか、子供の権利主体の社会にしていくということが重要だと思います。

いろいろなケースがあると思いますが、必ずしも学校へ行かなくてはいけないという時代ではなくて、子供が中心

の「こどもまんなか社会」の実現のために、知事を筆頭に私も悩んで考えていきたいと思います。

光澤委員 早速ですが、私からは富山県こどもの権利に関する条例（仮称）について3点ほど伺いたいと思います。

先ほど御報告いただいたところで、報告と重なる部分もありますけれども改めて御答弁いただければと思います。

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子供の権利の尊重、擁護や、県、県民、事業者との役割、責務などを示した条例の制定は重要であると私自身も考えておりますし、県民からの期待もとても大きいのではないかと感じております。

その中で、11月定例会においては、本条例の制定時期について今年度中の制定を目指すとの答弁があったところですが、予算特別委員会や厚生環境委員会において、子供などからの聞き取りが不十分との指摘があったと記憶しております。

先ほどの報告事項の中では令和7年度までのスケジュールが示されたところでありますが、まずは本条例の制定に向けた現時点のスケジュール感について、改めて池田こども政策課長に伺います。

池田こども政策課長 こどもの権利に関する条例（仮称）でございしますが、制定を検討するに当たっては、これまで有識者会議を2回開催するとともに、こども県政モニターやフリースクールなどに通う子供、児童養護施設などに入所する子供等に対して、アンケート形式などで意見聴取を行ったところがございます。

またこの素案につきましては、先ほど御報告したとおり、先月20日から今月19日まで、全ての小学生、中学生、高校生を対象とした意見募集を行ったところがございます。また今後、市町村教育委員会と協力しまして、中学生を対象

にしたワークショップの開催などを予定しております。

さらに、新年度に入ってから特別支援学校等において意見聴取を行うほか、高校生対象のワークショップや小中学生を対象とした子供と知事との意見表明交流会を開催するなど、子供等の意見聴取に取り組むこととしております。

こうした機会を重ねて、子供等からの聞き取りを十分に行ったうえで条例案をつくり上げ、適切な時期に議会へ上程したいと考えております。

光澤委員 今までの細かい取組なども御答弁いただいたところですが、スケジュールありきではなくて、意見を聞いていく中でいろいろ検討しないといけないことも含まれてくると思いますので、適切なプロセスを踏みながら進めていただきたいと思います。

一方で、子供を取り巻く環境というのは非常に早いスピードで変わっていております。早い制定ができるだけ望ましいと言いつつも丁寧に進めてもらいたいということで、また引き続きよろしく願いいたします。

それでは、次に子供・若者からの意見の聞き取り等について伺います。

条例素案について、これまでも子供・若者からの意見を丁寧に聞き取るべきとの議論がなされてきたと認識しております。その中で、県が実施してきた素案に関する意見募集期間がつい先日、1月19日に期限を迎えたと承知しています。

先ほどの報告では全部で988件の意見があったということで、これが全体の児童生徒数に比して多いのか少ないのかということは少し横に置いておきますけれども、まだ十分だとは言えないと思いますし、まだまだ子供・若者の意見を聞く余地はあると私は思っております。

これからどのようにやっていくかという方法については

佐藤委員への答弁にもありましたけれども、子供・若者からの意見の聞き取りやこれを条例内容にどのように反映していくのかということについて、現在の子供・若者からの意見の募集状況、内容と併せて池田こども政策課長に伺います。

池田こども政策課長 今ほど答弁したとおり、今後、中学生や高校生を対象としたワークショップの開催や特別支援学校や児童養護施設等において意見聴取を行うほか、子供と知事との意見表明交流会を開催するなど、子供等の意見聴取に取り組むこととしております。

また、12月20日から1月19日まで子供・若者への意見募集を行ったところ、今ほど委員がおっしゃられたとおり、988件の応募がございました。応募者の内訳としては、小学1年生から3年生で38件、小学4年生から6年生で73件、中学生で316件、高校生500件、20代等61件となっております。

主な意見としては、小学1年生から3年生については、権利ばかりではなく駄目なことも書いてほしいとか、小学4年生から6年生については、「こどもまんなか社会」をつくろうという思いについて分かりやすいポスターなどを小中学校に貼るなどしてもらう機会があればよい。また、中学生については、子供が意見を直接言う場をもっと増やしてほしい。高校生については、子供の意見、権利について考えたり話を聞いたりする機会を増やしてほしい。20代等については、子供の人権に対して一番大切なのはいじめ対策であるなどの貴重な御意見を頂いたところでございます。

光澤委員 今ほど主な意見ということで御紹介いただきましたけれども、全体に比して988件というのは少ないような気がするといった一方、たくさん頂ければ頂くほど、どれ

だけ反映できるのかといったこともあるかと思えます。いずれにしろ、子供・若者の意見ですから全部を反映させるわけにもいかないのかなと一般論的には思っています。

その中で、先ほど佐藤委員への答弁でありましたとおり、フィードバックがすごく大事かなと思っていて、自分たちの意見が条例に反映された、あるいは反映されなかったということをどのように伝えていくかということも、これはその子供・若者に対して大事なことなのかなと思っておりますので、その後のことも含めて引き続き検討いただければと思っております。

最後になりますけれども、富山県こども支援委員会の在り方について伺います。

これまでの議論におきまして、富山県こども支援委員会、仮称ですけれども、その在り方についても様々な議論がなされてきたところと承知しています。他県の事例では、同様の権利、救済事例の適用が少ないと伺っておりますが、そのような情勢の中でも、この支援委員会に迅速性や能動的な機能を持たせることは重要であると考えています。

昨年12月10日の予算特別委員会における鹿熊委員の質問に対しては、「今後、この委員会にどのような機能をさらに加えることがよいのか、条例にどのように盛り込むのか、よく検討していく。」との答弁がありましたが、現在の検討状況はどうなっているのか池田こども政策課長に伺います。

池田こども政策課長 条例素案に定める富山県こども支援委員会（仮称）につきましては、現時点で参考となる先行県が少ないことから、制度設計に当たりましては、既存の様々な法制度との関係の整備や、想定される具体的な権利侵害のケース等について、慎重かつ丁寧に検討を進めていく必要があると考えております。

現在の検討状況として、まず第19条において、こども支援委員会は法令に基づく救済制度が存在する場合は調査審議の対象外としていることから、子供の権利侵害に対する既存の救済制度の内容、また既存の救済制度で対応できない権利侵害の事案、さらにそうした事案について、こども支援委員会においてどのように対応できるかなどについて調査検討しているところでございます。

その上で、受動的な機能である権利救済に加えまして、能動的な機能を追加する必要があるかどうかについてもよく検討してまいりたいと考えております。

今後は関係機関との意見交換をさらに深めるとともに、救済機関を設置している先行県における状況調査を行いまして、有識者会議などにおいてさらに検討してまいりたいと考えております。

光澤委員 他県の事例が少ない中での検討は非常に難しいと思いますけれども、他県に倣わなくても富山県には富山県の特性がありますし、また富山県独自で策定される条例ですから独自性があってもいいと思っております。

能動的なところも検討中ということでしたけれども、これは必要な部分であると私も強く感じておりますので、またその点も含めて御検討いただければと思います。

大門委員 今ほど光澤委員からも質問がありましたが、私からも、こどもの権利に関する条例の中のこども支援委員会の在り方、そしてこの救済制度についてお伺いしたいと思います。

若干重なる部分もあるかもしれませんが、より分かりやすい説明をお願いしたいと思っております。

今回のこども基本条例を読ませていただくと、第13条に相談支援体制の充実が書かれておりまして、第18条にはこども支援委員会の設置、第19条には権利侵害の救済につい

て書かれております。

考え方の備考を読んでいきますと、第13条にははじめ、虐待、貧困、ヤングケアラーなどの相談を受け入れ、この問題解決をすると書いてあります。これが先ほど光澤委員の質問への答弁にあった既存の内容、法令にのっとった内容だと思っています。

そして第18条、第19条には、今まで児童相談所が行ってきたこととは別にこども支援委員会が設置されて権利侵害の救済を行うとなっております。このことについては私も予算特別委員会や一般質問でもいろいろ質問させていただいて自分なりに解釈していますが、要は虐待や貧困、ヤングケアラーといった問題は、まず児童相談所に相談して、児童相談所が対応、問題解決していく中で、その子供や保護者の支援体制が不十分であった場合に、こども支援委員会にもっとしっかりしてくれと申立てを行うものであると理解しております。条例内容にも、必要であれば知事や教育委員会に申立てができるとなっておりますので、そういった意味でも、児童相談所の支援体制の監査役的な感じかなという認識でおります。

もし違っていたらまた教えていただきたいのですが、そういった意味でも、児童相談所に支援をする体制がもともとあるというところと、今回の富山県こども支援委員会の救済制度と、ぱっと条例を見ただけでは、どちらに何を言ったらいいのか正直分からないという状況となっておりますので、やはりこういったところをしっかりと明確化していく必要があると思っておりますが、池田こども政策課長の御所見をお伺いしたいと思います。

池田こども政策課長 現時点の条例素案の第19条において、こども支援委員会（仮称）は、法令に基づく救済制度が存在する場合は、調査審議の対象外としていることから、

様々な法令において子供の権利侵害に関してどのような救済制度があり、その内容はどのようなものであるか、また、そうした既存の救済制度に含まれないものとしてどのような権利侵害の事案が考えられるか、さらに、権利侵害の事案について、こども支援委員会においてどのように対応するのかなどについて検討を行い、既存の救済機関との役割分担を明確化したいと考えております。

その上で、委員御指摘のとおり、権利侵害について悩む子供や保護者にとっては、まずどこに何を言えばよいのかを分かりやすく明示することが重要でありまして、子供や保護者が迷うことがないように、例えば富山県こども総合サポートプラザがお聴きし、適切な機関につなぐことも必要と考えておりまして、今後よく検討してまいりたいと考えております。

大門委員 先日の予算特別委員会での鹿熊委員の質問に対して松井こども家庭支援監からは、今回の権利侵害に対する救済規定については、公平公正に対処していないケース等、また子供の権利を守るために組織が不十分なとき、また対象の施設において人種、障害など不当な差別が行われた場合という回答があったと思っております。

この回答を聞いたとき、私はやはりこども支援委員会は監査的な要素が強いのかなと思いましたが、そこの部分に関してはどのような御所見を持っているのかお伺いいたします。

池田こども政策課長 委員の考えておられる監査的な役割を持たせるかどうかということも含めまして、現在検討を進めているところでございます。現時点でそのような考えを持っているか否かということは、まだ途上でございますので申し上げることができません。

申し訳ございません。

大門委員 分かりました。

その部分の制度設計は今からということですので、そこは丁寧に進めていただければと思います。

やはり児童相談所とこども支援委員会の役割分担についてはしっかり分かるようにしていただきたいですし、制度設計がうまくいった場合には、例えばロードマップのようなものを作成していただいて、どこに何を言ったらいいのか分かるよう丁寧に進めていただきたいと思います。

どうかよろしく願いいたします。

種部委員 条例の基本的理念の中で子供を社会全体で育むということを掲げていますけれども、本当にそのような社会を実装できるのかというところで、少し細かいところを押さえた質問をさせていただきたいと思います。

昨年9月2日にこどもの未来対策特別委員会で、高岡市にある不登校の子供たちあるいはひきこもりの若者が集う居場所と砺波市にあるフリースクールを視察して話を聞いてまいりました。本当は、現場の子供たちの意見を皆様にも聞いてほしいということで、この委員会に当事者を呼んで話を聞きたいくらいだという武田委員長の強い思いがあったのですが、それは制度上難しいということで、代わりに視察に行つてまいりました。

高岡市の子供の居場所につきましては、フリースクールにも通わせることができないような複合的な要因を持つ不登校の児童がたくさん来ていました。住む場所のない若者に対しても、自立に向けてその居所が提供されているという状況でありました。

フリースクールは、不登校という課題の出口としては一ついいところではありますが、不登校になる子は決して単独の困難を抱えているわけではなく、背景に様々な複合的な困難を抱えている人が圧倒的に多いです。不登校の要因

を大きく分けると、本人自身の発達特性——周囲との関係性構築が難しい人、それからいじめなど学校になじめないという要素、もう一つは家庭環境という要素で、背景に虐待、DV、生活困窮を抱えているといったものがあります。あるいはそれらの複合だと理解しています。

現地でヒアリングを行った不登校の小学生は、先生の体罰をきっかけとした学校でのトラブルから不登校になった子でした。それからもう一名は、虐待、DV、生活困窮といった家庭環境に問題のあった子でありまして、今は母子家庭で大変困窮している状態で不登校になった高校生でありました。こうしたオーバーラップの中での不登校は最初のサインだったと理解できます。

条例の4条に、食べ物や住むところがないといったことから子供を守っていきましようとして書いてありますが、不登校というサインから、そうなった背景に困窮があったということがもし分かったのであれば、これは単独の担当だけでは当然対応ができないということにもなると思います。

この不登校というサインは、非常に重要だと受け止めるべきだと思いますが、先ほど御報告いただいた不登校の件数を見ますと大変な勢いで増えています。特に小学生の不登校児童が毎年150人近く増えているというのは大変重大な問題だと思います。中学生は人間関係が難しい年代なので多少理解はできますが、小学生というのは本来伸び伸びとあまり考えずに学校に行ける年齢であるにもかかわらず、このような件数の伸びというのは大変重大だと思います。

例えばフランスですと、不登校で学校を2日休んだらもう重大事案と捉え、福祉が必要ということで、すぐに対策に取り組むということです。またいじめについては即日対応するのが基本ということです。

そういうことから、重大な問題は出口の支援が必要なこ

とだと私は考えます。視察したところもそうですけれども、居場所にたどりついた後の出口支援に大変苦労されてきました。支援者の方が本当にあちこち伴走支援に行かれるわけですけれども、たくさんの窓口をスタンプラリーのように回らないと支援の一つもできないですし、まして、これを孤立している親子が自身でそこにたどり着けるとは到底思えないということでありました。ソーシャルワークをするためには相当高いスキルが必要だと思えます。

また支援に当たる方の人件費が必要になるのですが、現在ある居場所事業の補助金は人件費に充てられないなど、いろいろと制約があります。せっかく居場所を開設してもその後事業としてはやっつけていけないという意味で、実効性と継続性に課題があると認識しています。

こども食堂あるいは様々な居場所づくりの支援などいろいろ手を広げてやっつけてくださっているとは思いますが、せっかくそういった居場所をつくってもそこで支援が途切れてしまうと、期待していたのにまた助けに伝えてもらえなかったということでは助けを求めなくなると思えます。

そんな意味で、こどもの居場所づくりを担う事業者には、居場所だけではなくて家庭に係る複合的な困難を解決するための出口支援のスキルが必要だと思えます。

事業者が取り組むこの出口支援の状況についてどのように把握していて、それをどう評価しているか、またそこに補助を行っているのかということについて橋本こども未来課長にお伺いいたします。

橋本こども未来課長 こども家庭庁では、ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業におきまして、こども食堂等を広域的に支援する民間団体の取組への支援を行っており、自治体との連携を補助要件とすることで、こども食堂等が支援を必要とするひとり親家庭の子供等を早期に発見し、行

政の支援につなぐ役割を担えると考えられております。

今年度は、県内で6つの団体が本事業に採択されており、中には実際に児童相談所や市役所につないだケースもあると伺っております。

また、富山県子どもホットサロンネットワーク——これは県内のこども食堂の運営団体が参加するネットワーク組織ですが、このネットワークにおきまして、昨年度実施しましたアンケート調査によれば、回答があった29団体のうち、こども食堂の利用者の様子から「生活上の困難を抱えていると感じたことがある」と回答した運営者が11団体ございました。そのうち5団体において、「行政機関の相談窓口を紹介したり、行政機関に報告したことがある」と回答しているほか、こども食堂内に悩み事相談コーナーを設置し、看護師による相談環境を整えている団体もあり、こども食堂は家庭が抱える困難に対する支援の一助を担っていると考えております。

こども食堂は、各地域において住民やボランティアにより自主的に運営されており、その形態も様々であるため、一律に対応を求めることは難しい面もございますけれども、富山県子どもホットサロンネットワーク交流会等の機会を捉え、困難を抱えるこどもや保護者から相談があった場合には、行政機関の相談窓口につなぐなど適切に対処いただくよう引き続き周知してまいります。

種部委員 新しい団体の中で行政につないだ好事例があるということですが、実際にそこの人やスキルに対してきちんと補助金が使われているのかということが大事だと思います。恐らく担い手はボランティアベースではないかと思いますが、今後の継続性も考えての評価にさせていただきたいと思います。補助金を受けて事業をしてくださることは大変ありがたいことですが、支援員に対する手当がな

ければ続けていくのが困難ではないかと思っておりますので、そこを評価していただきたいと思っております。実効性と継続性についてまた引き続き検討していただきたいです。

次にいきます。

視察では支援者の方にもお話を伺いました。

支援者によると、親をしっかり支援をすると生活が安定してくるので子供は元気になると。そうすると子供へ特別な支援をしなくてもちゃんと勉強を始めるようになるということで、やはり安心・安全な環境やそういった居場所をつくるのが大変重要だということでした。

生活の安定が最も難しいのが母子、特にDVがあるような家庭の場合だということを知っています。不安定な就労で生活を支えることが精いっぱいなお母さんやあるいは精神疾患で働けない、かつ子供の世話もできていないネグレクト事例の多くが背景にDVがあるということでありました。

子供という側面だけではなくて親の支援は当然パッケージでありますし、今は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律もできましたので、新しいくくりだと思っておりますが、それがセットになっているということだと思っております。

特にDVの影響で精神疾患がある方は学校や市町村とのやり取りがうまくいかない。コミュニケーションがなかなか取れなくて、学校とどうしてもかみ合わず、そのため子供も居場所を失って学校に行けなくなってしまうなど、せつかくの細かい糸が切れしまったこともあるとヒアリングでは言っておられました。

また、窓口に行っても1回ではなかなかうまくいかないものであちこちの窓口に行くがそれは大変難しいと。当事者はその場で一度に受け止めていただかないともう二度と行かないことになってしまうということで、支援者の方は大

変苦勞されていまして。

複合的な困難を抱えている母子の直接支援を行っているのは市町村であります。福祉事務所にはお金の問題で行くとは思いますが、そこには当然子育ての相談もありますし、背景にはDVを抱えている場合が大変多いわけですから、市町村の福祉事務所あるいはそれに近い場所など連携を取れる場所に、女性相談支援員を配置すべきではないかと思えます。

そこで、市町村における女性相談支援員と母子・父子自立支援員の配置はどのような状況なのか。また、その方々がばらばらに配置されているとスタンプラリーになってしまうので、どのように連携を取っているのか、現在の状況と今後の取組について橋本こども未来課長に伺います。

橋本こども未来課長 困難を抱える女性の相談に応じ、必要な援助を行う女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律におきまして、県に置くもの、市町村に置くよう努めるものとされており、現在県に4名配置し、4市に8名配置されております。

また、ひとり親等の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子・父子自立支援員は、母子及び父子並びに寡婦福祉法におきまして、県及び市に置くものとされており、現在県に2名配置、全10市に12名配置され、県全域で相談体制を整えております。

様々な困難を抱える女性にとって最も身近な相談機関であり、母と子の支援に必要となり得る住民の生活福祉制度の事務を担う市町村窓口の果たす役割は大きいと考えております。

このため、県では市町村に対し、女性総合相談窓口の設置を促すこととし、研修等の機会を通じて女性相談支援員の配置の必要性についても、説明しているところでござい

ます。

また、今年度から女性相談支援員や市町村職員、民間団体等を対象に、講義と演習を行う女性相談対応職員専門研修を実施し、その資質向上に努めております。

今後とも、広域的な観点から市町村が実施する困難な問題を抱える女性への支援が円滑に進むよう、女性相談支援員の配置など必要な取組を促すとともに、相談支援を行う職員の資質の向上に努めてまいりたいと考えております。

種 部 委 員 富山県の配偶者暴力相談支援センターは富山市と高岡市にしかないということでありますので、そうなりますと女性相談支援員の方がその入り口につなぐということぐらいは最低でもしていただきたいと思っております。現在はすべての市町村に支援員が配置してある状況ではないということもありますので、職員の資質向上でいくのか、あるいは県の支援窓口にしっかりとつないでいただくのか、そこは運用でできることもあるのではないかとと思いますが、確実に1か所でできるよう、できれば福祉事務所に支援員を置いていただきたいので検討をお願いしたいのと、今後の取組について、また御報告いただきたいと思っております。

次にいきます。

富山県で唯一の母子生活支援施設でありました富山市の和光寮が閉鎖されました。確かに就労には大変不都合な場所でありましたので、自立という意味ではなかなか厳しい場所だったということは承知しております。利用しにくかったという課題もよく分かっています。ただ、利用が必要な女性がいないわけではありませんでした。

先日視察したところには、それこそ生活困窮で逃げてきた親子もおりました。そういう親子が住む場所がないときに民間シェルターなんかが見かねて受け入れていたという状況でありますし、実際に公的な支援機関であります富山

県女性相談支援センター等に一時保護された方たちについては、県外の母子生活支援施設に入所が委託されています。

本来は、富山県内で自立を目指したかった親子ではないのかなと思うのですが、残念ながら県内にはそういった施設がないということで県外の施設に行かれていますということでありました。

利用する人がいないわけでは決してないわけでありまして、今後この出口をどうしていくかというのは重大な問題ではないかと思えます。母子生活支援施設が県内にない状況の中でそういう方が来られたとき、これから先どのように支援を行っていくのか。施設内では、まず寝泊まりできることが必要ですし、その後は働きに行けるということも必要で、保育あるいは精神疾患のケアが必要とか、解像度を上げると様々分解されると思うのですが、これらの対応をそれぞれソーシャルワークとしてやっていくのか、それともこういう施設をつくるということを目指していくのか、その方向性について橋本こども未来課長に伺います。

橋本こども未来課長 県では、DV被害や家庭関係、生活困窮など困難を抱える女性の相談には、県女性相談支援センターが対応しており、必要に応じて安全確保のための一時保護、生活支援や心理的ケア、退所後の生活再建に向けた支援を行っております。

退所後においても、自立や帰宅等が困難な方につきましては、本人の意向を確認し、県外施設への入所も含めた対応を行っているほか、より柔軟な支援が可能な民間シェルターと連携し、居場所の提供や自立に向けた中長期支援にも取り組んでいるところでございます。

本県に母子生活支援施設がないことにつきましては、今年度実施しているひとり親家庭等自立促進計画検討委員会などで、参加の委員より、離婚したばかりの母と子は精神

的、経済的に不安定なことが多く、子供との安定した生活のためには母子生活支援施設が必要といった御意見も頂いているところであり、今後関係機関、民間団体からの意見や他県の例も参考に、様々な困難を抱える女性とその子供に対する中長期支援について検討してまいりたいと考えております。

種部委員 これから検討ということでもありますので具体的なことはまた随時伺いしていきたいと思います。

母子生活支援施設自体は今の世の中に合っているのかということもあります。

県外の母子生活支援施設の方に聞きますと、入所者が少ないと措置の委託費だけでは到底回っていかないということでした。また、いらっしゃる入所者の数が少ない場合でもずっと運営は続けなければいけないというところで、これが合理的なのかどうかということについては検討の余地があると思いました。

ただそうだとすれば、仕組みが使いにくいのだということ国に対して訴えていくべき話だと思いますが、それはどちらに向かうのかということでは決まるのではないかと思うので、そこも併せて検討していただきたいと思います。また今後御報告いただければと思います。

次に発達障害の子供の移行支援について伺います。

委員会で視察した砺波市のフリースクールには小学生を中心に20人ほどの子供たちがおりまして、その運営をされている方にお伺いしますと、8割は発達障害——何らかの発達の凸凹を抱えているということでありました。

やはり人との関わりが大変苦手で、集団行動になじめないので不登校になっていると。でもフリースクールには20人ほどいるので十分集団だと思うのですが、その中ではちゃんと毎日楽しく過ごせているということです。フリース

クールは形態がどちらかということと保育に近い、個別対応ができる体制だからではないかと思いました。要は適切な関わり方として、聞けない、読めないという特性に合わせた学習や支援が必要なわけです。そういう子はもっと早期の段階——例えば保育や幼児教育の現場ではそのようなお子さんの特性を分かっていたはずだと思います。

発達の凸凹なのかどうなのかということも含めて、これから5歳児健診という取組が始まると理解しています。

5歳児健診では、これまで未診断だった発達の凸凹をスクリーニングするということに大きな意味があると思います。小学校に就学して集団生活する中で発達の凸凹が分かってきた子の親御さんに、改めて診断を受けてもらいたいというのはなかなかやりにくいことではありますので、5歳児健診というのはひとつ大きな事業ではないかと思っています。

ただ、5歳児健診のしばらく後に就学時健診があります。今でも就学決定に向けた心理検査は集中して大変な時期がありますし、5歳児健診から就学時健診までにインターバルをしっかりと取らないと、せっかくの有効な情報が伝わらないと思います。また、5歳児健診は母子保健事業でありますので、就学時健診に対して情報をどう共有していくのか、またそれが実際の学校現場にどうやって落とし込まれるのか。ここはスムーズな移行がなければ、せっかく健診をしてそういう子だとわかって、学校の現場では入学当初から集団になじめなくて不登校というケースが増えてくると思います。

5歳児健診は予防として非常に大切ではないかと思いますが、時期の問題があると思います。

発達障害のスクリーニングとしての5歳児健診を行うとすれば、情報共有あるいは就学までの準備期間の確保、そ

れから学校教育への移行について、母子保健側そして学校側でどのように取り組んでいくのかということをそれぞれお伺いしたいと思います。

まず伊東子育て支援課長にお伺いします。

伊東子育て支援課長 5歳児健診につきましては、現在県内1自治体で実施されておりました、2月から新たに実施する自治体もあると伺っております。また、来年度新たに実施を検討されている自治体もあると伺っております。

実施する自治体においては、5歳児健診に教育委員会の職員や小学校特別支援学級の特別支援教育コーディネーターが参加して、状況を確認するなどにより教育分野と連携が取られていると伺っております。

また、5歳児健診を実施していない市町村におきましても、例えば乳幼児健診後の発達障害等のフォローが必要な児童について、就学時健診前に保育所等を通じて就学予定の学校に情報を提供するすとか、必要に応じて学校、保育所、保健分野等でカンファレンスを実施するなど、自治体の実情に応じた連携が取られていると伺っているところです。

発達障害等の早期発見、早期支援におきましては、教育と保健医療、福祉の各分野の関係機関の連携が重要であるため、国では、教育委員会等の役割として、5歳児健診の結果やフォローアップに係る情報の就学時の健康診断における活用、個別の教育支援計画への反映などを求めています。

県といたしましては、市町村母子保健担当会議などにおきまして、実施を検討する自治体に対してこうした趣旨や、先行自治体の実施状況を共有するなど、必要な支援に努めてまいります。

種部委員 仕組みとしては情報共有していいことになってい

るといふことなので、実際にそれを活用されている好事例を現在取り組んでいない市町村に共有する、あるいは健診データをお互いに共有することで、どこの市町村に住んでいてもフォローがされるようにする。せつかくの健診データがそこで伝わらないということのないようにしていただきたいと思います。また十分な支援会議を行う時間を取れる時期に健診が行われているかということも調査していただきたいですし、どこでも同じように受けられるようにしていただきたいと思います。

それでは次に教育委員会からお願いします。

就学時健診は学校の分野だと思うのですが、実際に学校に情報伝達がされて生かされていくのかどうか。

時期とその後の支援会議、情報伝達についてどのような現状であるか、またこれからどう取り組むかについて魚津特別教育支援課長にお伺いいたします。

魚津特別教育支援課長 発達障害の子供の教育相談等についてお答えいたします。

障害のある子供一人一人の教育的ニーズに応じた就学先を決定するためには、早期からの本人、保護者、学校、教育委員会の教育相談が大切であることから、教育委員会では、保健センターと連携して子供に関する地区相談会を開催しております。

相談会には教育事務所、県総合教育センター、特別支援学校の専門性のあるスタッフが運営を支援し、乳幼児からの早期の参加もあり、有効な教育相談の場となっております。こうした教育相談の場や5歳児健診の実施により、お子さんの情報は各市町村において保健部局、それから教育部局とも共有が図られており、就学時健診や就学後の適切な支援につながっているものと考えております。

また、県と県教育委員会とで作成している個別の発達状

況や必要な配慮等の情報、支援内容などを記録した支援に活用するサポートファイルを1月8日に更新したところです。サポートファイルの活用により、発達障害等のある子供の就学後の適切な支援につながるよう、引き続き早期からの教育相談、支援体制の整備に努めてまいりたいと思います。

種部委員 サポートファイルは見直しをしていただいて大変使いやすいものにしていただいたと伺っています。

これは公開されているという理解でよろしいでしょうか。

魚津特別教育支援課長 そうです。

種部委員 保護者の方は、相談会に行くたびに同じことを毎回説明しなければいけなかったわけです。就学相談ごとに問診を書いて、学校に行ってもまた同じことを伝えていると。これが大変苦痛だったということを聞いていまして、このサポートファイルがちゃんと使えるようになることが大事ですけれども、これは全ての市町村で採用されていくものなのではないでしょうか。働きかけはされているのでしょうか。

魚津特別教育支援課長 今申しました1月8日に更新したサポートファイルは、インターネットで「富山県 にこにこファイル」と検索していただくと出てまいりまして、活用ガイドとともにホームページにアップしております。

県内一部の市町村や自立支援協議会で独自に作成しているものもあります。

この場合、県でお示ししましたファイルを各市町村で使い勝手がいいように更新して使用いただくことも可能ですので、こういうことも含めて、県内の子供たちへの早期からの支援が充実する手助けとなればと考えております。

種部委員 発達の凸凹の早期発見は、不登校予防という意味で非常に重要だと思っています。

「にこにこファイル」といういいものをせっかくだとつくっ

ていただいたので、これを学校に持っていったときにそれは何ですかと言われないう、ちゃんとインストールできるように取組をお願いいたします。

奥野委員 私からは、通告した質問の前に、報告事項の中で幾つか確認をさせていただきたいと思います。

まず、こどもの権利に関する条例についてです。

社会的擁護を必要とする子供たちへの意見聴取を十分に行って条例に反映したのかということをも以前伺いました。

令和7年度は4月から8月に児童養護施設2か所程度で意見聴取という予定になっておりますけれども、県内には養護施設が3施設あると思います。令和7年度はなぜ2か所なのかということを確認したいと思います。

令和6年10月に1か所実施していると思いますが、ここを実施済みとして、あと2か所を令和7年にやって計3か所とも全部聞きましたという形にするのかどうかということをもまず確認したいです。

池田こども政策課長 昨年10月に児童養護施設で意見聴取を実施との記載がございますけれども、そちらにつきましては、児童養護施設3施設に加えて、児童相談所の一時保護所であるとか、里親であるとか、そういった施設を幅広く調査したものでございます。以前も委員から御質問がございましたけれども、118名の子供から回答を頂いたところでございます。

新年度において実施を予定している児童養護施設につきましては、人間関係が構築できていない中で職員が入り込んでいくのはちょっと難しいかと思うのですが、できるだけ直接声を拾いに伺いたいと考えているところでございまして、3か所の児童養護施設のうち、2か所でそのようなことを実施したいと考えているところでございます。

奥野委員 令和6年10月は幅広くやっていただいたと。ただ、

直接対面では意見を聞いていないということですよ。令和7年度は、なるべく対面での意見聴取を試みたいということだと思いますけれども、今の話では、県内3施設あるのになぜ2か所なのか、その理由がちょっとよく分からなかったです。

例えば何十か所も施設があって全部回れないから何か所か抜粋しますということだったら、それがいいのかどうかは別にして、まあ理屈としては分かるところもあるのですが、県内3か所しかないのに2か所やりますというのは何でそういうことになったのか。

考え方を教えてください。

池田 こども政策課長 地域バランスを見て富山市1か所、高岡市1か所ということを考えていたのですけれども、委員の御意見も踏まえてまた考えてみたいと思います。

奥野 委員 私は3か所で意見を聴取すればいいのではないかと考えています。それこそ3か所のうち東西1か所ずつは公立ですし、1か所は民営ですし、施設の風土なんかもあるかもしれないので、特に限定せずできる範囲でまずはやってみればいいのではないかと思いますのでよろしく願いします。

資料の中には子供の主な意見ということで、小学校から高校生まで幅広い子の意見がありました。やはり分かりやすく、そして周知をするのが大事と考えている子たちが多いのだなと思って拝見しました。私も全く同感です。

小学校低学年の意見で、分かりやすいデザインや分かりやすいポスターをたくさん掲示したらいいのではないかと、こんなのがあるよと学校で知る機会があればいいなという意見があります。

せっかくなので、どこか機を見て、例えば学校でこどもの権利に関する学習をするに当たって、子供たちにポスタ

一をつくってもらい、ポスターコンクールをしてみてもいいですよ。そうしたポスターを子供自らが作ってみて、それをいろいろなところで掲示してもらおうなど、やはり子供が自ら知る、アウトプットする、そんな機会が大事だと思いますし、子供たちが作ったものは地域の大人や保護者の方は絶対見ますよね。

この条例は厚生部マターで進めていただいているものがありますが、どこかで教育委員会もこの事業にどんどん入っていくべきではないかと思っています。

何かお考えがないか教育長に所感を伺います。

廣島教育長 いろいろな状況を前向きに伝えるということなのかなと今の委員の話聞いていて感じたところですよ。

前進させるという意味で、どういうやり方があるのか、方向性については厚生部とも話しながら考えていきたいと思っています。

奥野委員 今まで厚生環境委員会等でもこどもの権利条例について各委員がたくさん質問してきて、学校や教育現場、子供たちみんな巻き込んでやればよいという意見がたくさん出ていましたが、教育委員会が出席する委員会ではありませんでした。

今日は教育委員会の皆さんも同席する特別委員会ですので意見を述べさせていただきまし、答弁も頂きました。ありがとうございます。

では、次の質問に入ります。

私からは、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題について聞いていきます。

これは何かというと、いわゆる問題行動調査といわれているものの結果について少し私なりに考察してみたものを基にしています。

先ほどから、ほかの委員からも発言がありましたけれど

も、全国的に不登校の件数が物すごい勢いで増えています。

不登校の要因についても、一応、問題行動調査の中で触れているわけですがけれども、一部地域に限定されますが文部科学省が委託しているこの問題行動調査とは別の調査によると、いわゆる問題行動調査で教員がチェックしている不登校の原因と思われる事項と、子供本人または保護者が原因だと思っている事項の回答が大きく乖離しているということが指摘されています。

この指摘自体は、今まで学校現場またはこういう相談業務に応じている方々も経験上というか、実感としてこれまで持っていたものであるかと思います。

公益社団法人子どもの発達科学研究所が行った調査——これは広島県、宮崎県、山梨県、大阪府での各自治体抜粋調査になっているようですけれども、それによると、特に不登校の原因がいじめ被害だと言っているもの、もしくは教職員からの叱責だと言っているものは、教員と子供、保護者からの回答で大体6倍から8倍くらいの差があるという調査結果が出ています。

私は、これは大変な問題だと思っています。

不登校の要因が例えばいじめだとしたならば、これは法的に重大事態という扱いにしなければいけないものであるにもかかわらず、学校の先生はいじめが原因だと思っていないとか、いじめが原因だと認めていなかったとしたら、いじめの重大事態として扱われず法的な手当てがされないということになってしまうので、ここの乖離はすごい大きな問題だと思っています。

このように調査をしたら差が出てくるということは、教員の主観や視点だけでは、やはり不登校の複雑な背景等を適切に把握できていないケースがあるのだろうと、もっと言えば結構あるのだろうと思います。

これは富山県の調査結果ではありませんが、恐らく全国的に似たような背景があると私は想定をいたしますので、このことについて、どのような所見を持っておられるのか伺いたいと思います。

富川教育みらい室課長 委員御指摘のとおり、この調査結果での不登校の要因については、まず、学業不振や宿題ができていない等の項目は、教員と児童生徒及び保護者の回答割合が比較的近い値ではありました。

一方、いじめ被害や教職員からの叱責等においては、その回答割合に乖離が見られたところでもあります。

その要因としては、不登校の要因や背景が複雑かつ複合している場合、その全てを把握するのが難しいことや、不登校が顕在化してからは、その要因について把握することが難しいことなどがあるものと推測されますが、特定は難しいものがあると考えております。

こうしたこともあり、国では令和5年度の問題行動等調査においては、不登校の要因に関する調査方法を令和4年度までの主となる要因を選択するものから、不登校児童生徒について把握した事実として当てはまるものを全て回答することに変更されたところでもあります。

国では、不登校の要因の調査の際には、本人や保護者、スクールカウンセラー等の専門家に確認することが望ましいとされております。

県教育委員会としても、児童生徒や保護者などしっかりと連絡を取り、確認することが重要であると考えております。

奥野委員 ちょっとうがった見方かもしれませんが、例えばいじめや教職員からの叱責が不登校の要因となると、学校の先生自身に直接関係が深いところが不登校の要因となっているということを調査に反映させにくい何かがある

のではないかと感じてしまいます。だって宿題がなかなかできないとか生活の変化など、特に人間関係で起きていることではないことは乖離が少なく、回答の数値が割と近いわけです。学校の現場の先生たちだけでは正確なデータが取れないのではないかとということを懸念しています。

今課長から御紹介があったとおり、令和5年度調査は複数回答可ということになっていますが、回答を見てみると、複数回答にしたはずなのにいじめが不登校の要因というパーセンテージはとて低くなっています。複数回答にしたから前年までと比べて6倍とか8倍の回答があったかというとはやはりないわけですね。

文部科学省が回答の仕方を工夫してなるべく乖離を狭めようとしているその努力は認めますけれども、数字も確認させていただきましたが、私はやはりまだまだ実態には近づいていないという実感を持っています。

限られた予算や人員の中で、こういった不登校の問題や背景の原因を正確に把握していくことは難しいとは思いますが、これをしないと効果的な手が打てないと思います。これは一番大事なところだと思うのです。

そこでまず、不登校の原因を正確に把握するため県としてどのように工夫しているのか、または教員や子供、保護者との認識の乖離をなくすためにどのように取り組んでいるのか伺いたいと思います。

富川教育みらい室課長 委員御指摘のとおり、不登校のみならず、生徒指導上の課題を抱える児童生徒に対して、その要因や背景を的確に把握し、効果的な支援を行うことは重要であります。

そのため、学校では一人一人異なっている不登校や問題行動の背景や要因を個々に正確に把握するために、日頃から児童生徒の言動等に気を配り把握に努める、担任だけで

はなく養護教諭や児童生徒に関係する教職員で情報を共有する、県教育委員会が配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家によるアセスメント——見立てを取り入れながら、状況の把握に努めているところであります。

また、適宜学年会議やケース会議を行い、組織的、計画的な支援につなげています。特にケース会議では担任が一人で抱えることがないように、経験豊富な教員にコーディネーター的な役割を担わせ、養護教諭や関係する教員だけでなく、管理職のほかスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが加わり、状況の把握に努めています。

また、必要に応じて保護者や福祉医療などの専門機関とも連携し、ともに支援に当たれる体制を整えています。

県教育委員会としては、このような学校でのチーム体制が継続できるよう、今後とも支援に努めてまいりたいと考えております。

奥野委員 いわゆる「チーム学校」のような取組をどんどん進めていっているということだと理解をしています。担任が一人で抱え込まないということと、担任一人の主観に基づかないということは大変重要なことだと思っていますので、それはこれからも進めていただきたいと思います。

ただ先ほども申し上げましたとおり、いわゆる学校への調査ということでは実態を正確に把握しきれているとは言いがたいとするならば、チーム学校は進めつつも、チーム学校だけでは多分足りないのではないかと私は思っています。

先ほどスクールソーシャルワーカーもどんどん入れてという話がありました。こういう第三者的な視点も大切だと思いますが、ただ、スクールソーシャルワーカーの数が足りていないというのも事実ですので、こういうところも頑張っていたただかないといけませんし、また学校だけでは

なく、教育委員会もそうですし、さっきから話題に出ている児童相談所や、市町村の福祉部局との連携もどんどん強めていかないといけないと思います。

先ほど課長からもありましたけれども、例えば不登校になった後やひきこもりになった後ではなくて、ちょっとした変化など、その芽みたいものを小さなうちに見つけて対処するということが重要なのだろうと思います。

そういう視点も踏まえて、それこそ学校でやること、チームでやること、外と連携を取りながらやること、それぞれの段階で大事になってくることがあるかと思います。もっと学校外の組織との連携強化を図るべきだと思いますけれども所見を伺います。

富川教育みらい室課長 委員御指摘のとおり、問題行動や不登校などを防ぐためには、未然防止や適切な初期対応が重要であり、学校では児童生徒の小さなSOSを素早くキャッチし、適切な早期対応を行い、早期に解消していくことで重大な事態にさせないことを心がけています。

県教育委員会の取組としては、子供が自ら不安や悩みなどを安心して周囲の大人たちにSOSを出せるよう、スクールカウンセラー等と連携して教育相談体制を整えるよう、市町村教育委員会に周知しております。

また、令和5年12月には、「SOSの見つけ方・受け止め方事例集」を作成し、教職員の研修会での活用を進め、児童生徒の些細な変化を見逃さないよう支援しています。

しかしながら、学校だけでは対応できない複雑なケースもあり、児童生徒の抱える要因によっては、福祉や医療などの専門機関との連携が必要な場合もあります。

県教育委員会では、これまでも個別のケースに応じ、保護者に児童相談所へ相談するよう働きかけるなど円滑な連携ができる体制をつくるように通知してきており、引き続

き学校を含めた専門機関等とのチームによる支援に努めてまいりたいと考えております。

奥野委員 ぜひお願いしたいと思います。ただ一口に学校、福祉、医療などいろいろありますが、連携を図りたいと言いつながらなかなかうまくいかない壁があることも事実ですので、これは後ほどまた触れたいと思いますけれども、ぜひそういう意識を強めていただきたいと思います。

不登校の中で特にいじめに関しては、やはりまず学校での対応が初動になろうかと思えます。ただ、児童生徒への対応については、被害者も加害者もいるし、また保護者への対応もあって、担任の負担というのは大きくなってきているのも事実だろうと思えます。

「チーム学校」のような取組も含めて学校単位で対応するにもなかなか限界なのかなということも聞いています。

先ほど学校外の専門家のアプローチというものをもっと強めたらどうか、いろいろ部局を横断したらどうかと言いましたけれども、国で新年度に新たに「いじめ対策マイスター制度のモデル構築推進事業」というものを始められます。こういうものも活用したらいいのではないかなと思って見ていました。

このいじめ対策マイスターモデル事業のスキームを見ると、警察OB、保護司またはNPOが加害児童生徒の指導や支援に当たるようにいろいろ調整をしてくれると。あとこういういじめ等のトラブルの中には、いじめと言っているけれども、実際は犯罪行為として扱われるべき事案もあると思います。前に質問で、学校内で盗撮事件が起きていた事例の対処についてどうなったのかという話もしましたけれども、そういった事案や、特別な配慮を必要とする加害児童生徒への対応支援、ネット上でのいじめなどいじめの多様化、または学校内での目に見えない形のいじめ

など複雑な背景があるようなものについても、いじめ対策マイスターを活用して対応に当たったらどうかと思います。私はこれに応募してみたらいいのではないかと思ったりもしていますが、いかがでしょうか。

富川教育みらい室課長 いじめを積極的に認知することが問題の早期解決や深刻化、重大化を防ぐことにつながるため、県教育委員会ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、いじめ対策カウンセラーを配置し、早い段階から専門家と学校が連携してチームとして対応する支援体制の構築を図っております。

また、学校外の専門家のアプローチとして、いじめなど生徒指導上の諸課題に対し、教育事務所の生活指導主事を派遣するほか、法的な側面からの支援が必要な場合は、県立学校や市町村教育委員会からの要請に応じてスクールロイヤーを派遣するなど、学校の負担軽減を図る事業を実施しているところではあります。

御指摘のいじめ対策マイスターモデル事業は、いじめの多様化や加害児童生徒の背景に応じたきめ細やかな対応を実現し、学校だけでは対応が困難な事案に早期に対応するため、警察OBや大学教授、校長OB等を学校に派遣し、他職種 of 専門家によるチーム支援を行い、再発防止やいじめ重大事態発生数減少を目指す事業であります。

県教育委員会としてこの事業が有効に活用できるかどうか、個々の案件を検証するとともに、市町村教育委員会にも、この事業のことは周知してまいりたいと考えております。

奥野委員 国のモデル事業では、恐らく全国調査や全国 of 状況を見ながら、問題把握から支援、対応に向けてどういうところが隙間になっているのかというのを考えた中で、このいじめ対策マイスターを配置してはどうかという趣旨で

すよね。

今までのモデル事業等を見ていくと、モデル事業が失敗して次年度から消えましたということは少ないです。そして、ある程度の効果が見られるということになり、数年後にはこういう「いじめ対策マイスター」を各県に置きましようといった流れに恐らくなる。そうであるならば、私はこの事業をまず積極的に活用してみるという姿勢も大事なのではないかと思います。採択されるかどうかは別問題で、採択されなければ当然今の県の仕組みとマンパワーで、何とか頑張っってよりよいものを目指すとなるわけですがけれども、せっかくこういうものがあるので、採択されればラッキーと。富山県が先進県になって解決への道筋の一步先に行けるわけですから、ぜひ積極的に考えていただきたいと思います。

次に、ひきこもりと不登校の関係について伺いたいと思います。

ひきこもりの定義は、学校や仕事に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態となっており、不登校と重なる部分もあるのだと思います。不登校状態が半年以上長引いていて、家族以外とほとんど接触がなく、フリースクールなどにも行っていないということになると、低年齢の子でもひきこもりという定義に当てはまってくるのかもしれませんが。不登校を経験した子供たちが、小学校から中学校、中学校から高校など進学を機に一旦学校に行けるようになったものの、再び不登校になるという事例があるのか、またそういう傾向がどれくらいあるのか。それと不登校だった児童生徒が卒業後あるいは中退後、または大人になった後に、ひきこもりになるという傾向が実際あるのかどうなのかということ、富川教育みらい室課長と石崎健康課長にそれ

ぞれ伺いたいと思います。

富川教育みらい室課長 中学校では、小学校のときに不登校であった児童生徒が中学校入学をきっかけに登校するようになったが、しばらくして再び不登校になったという事例はあります。

ただし、多くの場合に、不登校を経験した子供たちが再び不登校になる傾向があるかなどについては、正確な状況は把握できておりません。

石崎健康課長 私からは、ひきこもりについてお答えいたします。

小中高校時代に不登校だった児童生徒が、卒業後や中退後にひきこもりになる傾向があるかにつきましては、全国でも本県でもデータは持ち合わせておりません。

一方で、ひきこもり状態にある方に対してその理由を尋ねた調査として、全国では内閣府の令和4年度「こども・若者の意識と生活に関する調査」というものがございまして、その調査では、ひきこもり状態になった主な理由といたしまして、15歳から39歳の者につきましては退職したことが21.5%、次いで人間関係がうまくいかなかったことが20.8%の順となっております。

学校の不登校についてですが、高校の不登校につきましては9%、中学校時代の不登校につきましては18.1%、小学校時代の不登校につきましては4.9%となっております。

また本県におきましては、令和元年度に実施いたしました、ひきこもり当事者等の「生活状況に関する調査」におきまして、標本数は少ないものの、ひきこもり状態となったきっかけとして15歳から39歳の方におきましては、小学校時及び中学校時の不登校がそれぞれ8.3%ございます。また、高校時の不登校につきましては25%となっております。また、不登校だった児童生徒でその後ひきこもり状態にな

る方は一定程度おられるものと考えております。

奥野委員 私もこの質問をするに当たり、どこかにデータがないかと思って調べましたし、国にも問い合わせました。不登校とひきこもりの因果関係のようなものを主眼に置いた調査はしていないとの回答でありまして、国で集計がないということであれば、県でも特段そこを結びつけた調査はしていないということも伺いました。

一方で、今石崎課長から答弁もしていただきましたけれども、厚生労働白書を見ても、ひきこもり状態の方に対してきっかけが何だったのかということを知ると、やはり一定数、不登校が主なきっかけ、要因だったと振り返っている方がおられるわけです。ですので、ひきこもりになった方の支援ではなくて、ひきこもりになる前、もしくはひきこもり状態がそんなに長くなっていない方たちに対するアプローチとしては、前段の不登校対策を強化することが、その後のひきこもり状態の人を少なくすることにつながるのではないだろうかという仮説を私は立てているわけですが、専門の調査データはないわけでありまして、冒頭申し上げましたが、正確な施策を打つためには、まず正確な情報収集、要因の調査をするべきではないかと思っています。不登校とひきこもりの因果関係、もしくはこの状態がひきこもりだということに主眼を置いたときには、その前段のどこで支援強化の手を打つのが一番効果的なのかということを考えるための調査をすべきでないかと考えています。ぜひこれはやっていただきたいと思っていますので、まずは検討をお願いします。

そんな中でとても気にしていることがありまして、不登校とひきこもりと一くくりに言っていますが所管が変わるわけですね。不登校となると教育委員会だし、ひきこもりとなると厚生部ということで、小学校、中学校、高校ま

では教育委員会だったとしても、卒業後や中退後は教育委員会の所管ではなくなりますので、福祉の部局にうまくつないでもらわないといけないということが出てきます。

いろいろなところに話を伺っていると、所管が変わるときに支援が途切れていたり、情報がうまく伝わっていませんかったりということが散見されます。やはり連携が不十分だと深刻な事態になることが懸念されますので、情報共有や連携は十分にやっていただきたいと思っているわけです。

ただ、この質問をするに当たっていろいろ話を聞いていると、教育委員会から卒業後あるいは中退後に支援機関にこういう子がいるので積極的にその子の情報を渡しますというのには、個人情報関係でやりにくいとおっしゃられますし、逆にそういう支援センターは、個人情報なので学校側などに情報をくれと言いにくいということを言われます。でも、その子のためを考えたら、こういうことがありますけれども本人や保護者に確認して情報を渡しますねと言うか、情報を取りますと学校に一声かければ、本当は済む話だと思うんです。誰のほうを見て仕事しているのか、これは姿勢の問題だと私は思っていますが、とはいえ現場の方はやりにくいとおっしゃいます。

今度新しく県のこども総合サポートプラザができます。いろいろな問題を抱えた子供たちの相談に乗りますよという機関がワンフロアに集まります。そういうところで、どちらが当該の子の情報をくれと言ったか言わないかではなくて、例えば卒業や中退後に進路が決まっていなかったか、ひきこもりの状況が続くそうだとか、続いているとか、そういう子に関しては、その拠点でしっかりとデータストックをして、必要なときに速やかに使えるようにするべきなのではないかと思えます。

私は支援に必要な情報であれば、公のところで情報を共

有することは全てが個人情報ということにはならないと思っていますけれども、必要ならば本人や保護者の方に話をして情報を共有する仕組み、体制を整えるべきなのではないかと思いますが、県の所見について伺いたいと思います。

稲垣 こども家庭室課長 不登校やひきこもりなど困難な悩みや課題を抱える子供が、学校を卒業や中退した後に必要な支援が途切れないよう継続的に支援していくことは重要であると考えております。

このため、本人や保護者が学校卒業や中退の後も継続的な支援を希望し、富山県こども総合サポートプラザに相談があった場合には、児童生徒の不登校やひきこもりなどに関する情報を本人や保護者の同意を得た上で、学校から提供を受けて関係の支援機関へつなぐなど、必要な支援を行えるよう検討してまいりたいと考えております。

奥野 委員 検討いただきたいと思いますが、もう一点注文をつけるならば、この総合サポートプラザに相談があった場合には、ではなくて、先ほどの種部委員の質問にもありましたけれども、みんなが積極的にここに足を運べる状況かどうかということもあるわけです。実際学校の現場には、卒業した子供たちのその後を心配しておられる先生たちがいらっしやいます。あの子どうなったんだろうという話が会話をしていたら出てきたりしますよ。心配される子というのは、それまで接していた方たちは分かっているわけですよ。だからそういうケースも所管が変わっても引き継いで伴走すべきなのではないか。

なぜなら、そういう心配される子が相談しなかったら支援は途切れてしまうわけです。あるいは相談に来るまでずっと時間が空いてしまうと、それは時間ももったいないではないですか。

だから、その人の人生のためにも、サポートプラザに相

談があった場合には、ではない仕組みや方法についても併せて検討していただきたいと思います。

火爪委員 私は、こどもの権利に関する条例素案について絞って池田課長に5問質問させていただきます。

まず今回の県条例案の入り口についてです。

子どもの権利条約に日本が批准して30年です。しかし、子供が保護の対象であると同時に、権利の主体であると明確に定義した法律がありません。国の子供の権利基本法というものが無いわけであります。国連からも、日本に子どもの権利条約の中心の精神が普及されていない、定着していないと繰り返し指摘を受けてきたわけであります。

2023年にようやく国がこども基本法の中に子どもの権利条約の精神を明確に定義して位置づけたということで、いよいよ日本でも子供は保護の対象であると同時に、子供そのものを認めて包み込んでいく、権利の主体であるということを普及していこうという機運が一気に広がってきました。

県段階ではようやく東京都、長野県、山梨県、徳島県で県条例が検討されるようになってきており、大変いい動きになっていると私も歓迎をしています。

全国の市町村を見ると例えば南砺市はこどもの権利条例、魚津市は子どもの権利条例というように明確に位置づけていますけれども、東京都や長野県など県段階で始まった数少ない条例は、子供の権利という言葉が条例の名称に採用していないということです。まだ日本国内の運動はこういう水準にあると私は思っています。

そこで、この条例が子どもの権利条約の精神の普及を目的の一つにしているということをより明確にするために、富山県こどもの権利条例と、今は仮称になっているのですが、子供の権利という言葉を外さず、ぜひ子供の権利を冠

した条例の名称を採用していただきたいと考えます。

まず、池田課長に所見を伺っておきます。

池田 こども政策課長 条例の名称につきましては、素案第1条の条例の目的や第3条の基本理念、第12条から第17条に盛り込んでおりますこどもの支援の基本となる事項などを総称したもので、なおかつ子供をはじめ、県民に分かりやすい名称にすることが大切であると考えております。

現在、条例素案の内容について有識者会議の議論や子供や子供を支援する団体等に御意見をお聞きしながら、追加修正等の作業を進めているところでございまして、その後、条例の名称についても検討してまいりたいと考えております。

火爪 委員 意見として提言をしておきたいと思えます。

次の質問は、奥野委員の質問と考え方は一緒です。

不登校の子供たちの生の意見を聞こうということで、9月2日に高岡の「ひとのま」に、特別委員会として視察に行つてまいりました。その際に「ひとのま」の宮田代表が不登校の主な要因を3つ挙げられました。子供たちの声をたくさん聞いておられる方ですので、大変実感を持って伝わつてまいりました。

宮田さんはまず第1に、発達障害など子供自身による要因、2つ目に点数主義や子供への説明不足など学校の問題、3つ目に家庭環境の問題と3つ整理して挙げておられました。

私は、冒頭の報告事項において、富川課長が不登校児童数増加の背景として説明された内容には大変不満を持っています。説明では、不登校児童が増えた背景として、コロナ禍における登校意欲の低下の継続、それから教育機会確保法や文部科学省の通知で、不登校児童への支援を学校に登校するというのみの観点ではなく、社会に自立すること

を目的としていることについて、社会の認識や考え方が変わったことに伴いフリースクール等が増えたことなどとしています。

それもあります。学校が抱える問題について理由の中に説明がなかった。私は、同時に今の教育システムにも大きな問題があると思っています。

例えば宮田さんが言うところの点数主義、学歴を最重視する先生や学校の対応などのいろいろな問題がある。また学校の先生が不足していて、一人一人の子供の声に耳を傾けることができないという問題もある。でも、それを理由に挙げることは、先生からしたら教育委員会という天に唾することになるから言えないのだろうと思います。

私たちは、やはりその在り方も含めて議論をしていくということが大事だと思います。

私は教育警務委員会で、学校現場と教育委員会と、教育にこそこどもの権利条例が必要だと主張をしてきました。ですので、この権利条例案の中に少しでも学校における子供の権利を尊重しようという記述があってほしいと思うわけです。

不登校という言葉が記述したらいいのではないかと考えたことがあるのですが、不登校というのは必ずしも悪いことではないと認識が変わってきていますので、問題行動として不登校を受け取られるような記述はふさわしくないかもしれません。ただ不登校が増大していて、その原因に学校における子供の権利がないがしろにされている事態があるので、その解決が必要だということを議論できるような記述があってもいいのではないかと思います。

子供の学ぶ権利などのいろいろな権利をもっと保障する学校にみたいな。だから、条例案の中に学校教育における子供の権利をもっと尊重していこうという記述が必要なの

ではないかと思っています。

池田課長に聞いておきます。

池田こども政策課長 現時点の条例の素案におきましては、子供が健やかに成長していくために特に大切な権利としまして、第4条ですが、「自分の気持ちや考えを自由に表明することができ、尊重されること」や「遊ぶこと、学ぶこと、食べること、心や体を休めること、様々な人や自然とのふれあい、文化、芸術、スポーツ、社会体験活動ができること」などを盛り込んでいるところでございます。

また、この素案につきましては、先ほど御報告したとおり、先月20日から今月19日まで全ての小学生、中学生、高校生を対象として意見募集をしたところでございます。また、今後、県教育委員会や市町村教育委員会と協力しまして、中学生や高校生を対象にしたワークショップの開催等を予定しております。

こうした機会などにより、多くの子供たちからの意見等をお聞きしながら、また、教育委員会に御相談の上、第4条に記載しておりますが「こどもにとって大切な権利」、それらを含めてどのような内容を加える必要があるかどうかについて、検討してまいりたいと考えております。

火爪委員 教育長も聞いていただいたと思います。教育委員会と協議をして追加を検討するという答弁でしたので、積極的に教育委員会もこの権利条例案づくりに関わっていただきたいと思っています。

次に移ります。

今日も、第18条、第19条のこどもの支援委員会（仮称）について議論になりました。大門委員から質問がありましたが、それに対する池田課長の答弁は、まだ途上であるのでよく検討していきたいというものでありました。やはり2月議会で決めてしまおうなどというのは早計だったと思

います。

やはりよく検討していかなければいけないし、検討委員会の皆さんはもちろんです、議会にも県民にもオープンでイメージが湧くようなものに仕上げていくという観点からこれから議論をしてみたいと思っています。

第18条のこどもの支援委員会について、最初は条文の冒頭に「いじめ体罰等による子どもの権利侵害に関する事項について」と書いてあって、それは対象を狭く受け取られてしまうので、いじめ体罰等による云々というのは外したほうがいい、もっと広く読めるようにと私が言っていましたら、これは今日の案では外されたようであります。それはよかったと思いますが、やはりハードルが高いという印象であり、どれだけ実効性があるのかまだ分からないと私も思っています。

大体、権利侵害というのは誰が認定をするのか、どこの機関が認定をするのか。

やはり子供の場合は、権利侵害と分からなくても悩んでいることがいっぱいあるわけですよ。親が、子供がおかしいと言っているとか、何か理由があってもう死んでしまいたいと言って自殺未遂をしたとか、しそうだとか、そういうときに権利侵害という理由が分からなくても相談できるということが大事だと思うのですね。

さっき話があったように、既存の相談機能を除くとなると、これは児童相談所へだとか、これは学校のスクールカウンセラーの話なのでそっちに行ってくださいということになっていくわけですよ。

長野県などの先行の県条例がそうなっているので、それを見ているのだと思いますが、やはり県条例はまだまだ発展途上で、それをそのまま使うというのも検討が必要だと思います。根拠が必要だと思いますよ。先行の県条

例は4つくらいしかないかもしれないけれども、全国を見ると40くらいの市町村自治体がこのようなこどもの権利擁護委員会をつくっているわけで、川崎市や兵庫県の川西市などの市町村には事例がいっぱいあるわけですよ。

やはりそういう実践も含めてしっかり学んで具体例を県議会にも示す必要があると思います。このように救済している、こういうことを目指すということを示してもらおうと、私たちにもイメージが湧きますし、実効性が伝わるよう答弁できるようにしてほしいと思います。

私も日弁連が出している事例集を読みました。全国的には相談機能を明確にしています。例えば子どもオンブズパーソンを条例で設置したり、それから何とか相談室ということで、こどもの支援委員会の附属の相談機能を併設しているところもあるわけです。

豊田市の事例だと思いますが、何か分からないけれども学童保育に行きたがらない子供の権利侵害があるという相談が権利擁護委員会に来たと。そうしたら、権利擁護委員会は担当の部署と相談しながら、その事例を見ると同時に全県の学童保育の実態を全部つかんで、そして見解をまとめて、それを知事や市長に報告をするみたいな形で、一つの事例から全体が見直されていくというような大きな役割を果たしているものがありました。

そういう事例がいっぱい出ているわけですよ。どんな実践を目指すのか、それこそ県段階ではまだまだ始まったばかりなので全国の市町村の事例をよく学んでいただいて、伝わってくるもの、それから実効性のあるものにしていただきたいと思います。

先ほど大門委員からもありましたが、相談機能とどういう関係にあるのかということがもっと明確にされる必要があるのではないかと思います。

それと、これも名称についてですけれども、こども支援というのは子供が主体になっていないわけですよ。だから、こどもの権利擁護委員会とか、こどもの権利委員会、ただ、こどもの権利委員会にすると権利擁護の委員会か政策づくりの委員会かちょっと区別がつかなくなるかもしれないので権利擁護委員会とかに名称も検討をし直したほうがいいのではないかと思います。

やはりこども権利擁護委員会、あるいはこども支援委員会を県条例で設置をするというのは、とても大きな意義があると思います。全国の先進事例をつくることができると思うので、十分英知を結集して、議論して、いいものにしていくことを心から期待をしております。

見解を伺います。

池田こども政策課長 現時点の条例素案第19条では、「権利侵害を受けた、若しくは受けているこども又は当該こどもの保護者は、委員会に対し、その救済を申し出ることができます。」と定めておりますが、委員御指摘のとおり、権利侵害に当たるかどうか、子供や保護者が分からない場合などもあると考えられることから、まずは子供の権利やその侵害について広報活動を通じて子供を含めた県民に普及啓発を図る必要があると考えております。

また、子供や保護者の権利侵害に関する悩みについて、例えば富山県こども総合サポートプラザがお聞きし、適切な機関につなぐことも必要と考えており、今後よく検討してまいりたいと考えております。

また、今ほど御提言のありましたイメージしやすい機関であるとか、他県の市町村の例にはなってしまうのですが、相談機能との明確化などについても検討してまいりたいと思います。

それから、救済機関の名称につきましては、現在、権利

侵害の事案についてこども支援委員会はどのように対応できるのか、また、権利救済機能以外の機能を追加する必要があるのかなどについて調査検討を進めているところでございまして、これらの検討結果を踏まえてふさわしい名称について検討をしてまいりたいと考えております。

火爪委員 その検討がとても大事です。検討に当たっては密室ではなくオープンな形で行い、検討過程が県民や私たちにも伝わるようにしていただければと思います。

基本的に知識がなく、全国の事例もみんな知らないわけですから、そういうものをオープンに伝えながら検討をしていくということを望みたいと思います。

東京都のこども基本条例が、附則で、施行3年後の条例の施行状況及びこどもを取り巻く状況等に応じて検討し、必要な措置を取るということを定めております。3年後の見直し検討を附則で書いています。

大いに議論をすることは大事なので、条例を決めるまで期間を延長すべきだと思っておりますが、しかし、いつまでも延長するのではなく、光澤委員も十分検討を、でも早くと言っておられましたが、本当にそうだと思うのですよ。だから十分丁寧な議論をして新年度中くらいに決めて、そして実践した結果を検討する。

子供を取り巻く状況もどんどん変わっていきます。教育体制も変わると思います。国の子供支援の法律も予算もどんどん変わっていくので、やはり3年くらい時間を取って、その間に実践をしてみる。そしてまた決めるというものを当初から定義をしておいたほうがいいのではないかと思います。

3年後の見直し検討とそれに子供の意見を十分反映することなどを附則で定義することも検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

池田 こども政策課長 現時点の条例素案第14条におきまして、「県は、こどもの支援を実施するための計画又はこどもの支援のための施策を策定し、実施するに当たっては、こども等の幅広い意見を反映させるため、こども等からの意見を聴取するもの」としているところでございます。

このため、条例制定後においては、県がこどもの支援のための計画、または施策の策定などを行うに当たっては、こども等の意見を聞くこととなります。

また、こどもの支援のための計画等を策定した後、進捗管理において、条例に明記するこどもの支援の基本となる事項の施行状況や、子供を取り巻く状況等について検討を進めていくことになると考えているところです。

火爪 委員 附則を検討すると言われましたか。言われていませんか。確認です。

池田 こども政策課長 現時点では、附則を置くことについてはまだ具体的な検討はしておりませんが、今の素案の立てつけとして、計画などを策定するに当たって、子供の意見を聞きながら進捗管理をしたり、条例に明記しているこどもの支援の基本となる施策の施行状況などについて検討を進めていくということになっております。

火爪 委員 附則については答弁がなかったという理解でありますけれども、ぜひ検討していただきたいと思います。

完璧なものはすぐできない、でもつくと。やはり条例を進化させていく、発展させていくのだという姿勢を明確にする。そして3年間の時間をかけて県民的な議論を普及しながら、再検討をしていくという姿勢を明確に示すという点で、附則という規定はいいのではないかと考えているということは、改めて強調しておきたいと思います。

最後です。

条例の検討スケジュールについて今日改めて報告があり

ました。それから子供たちの意見についても、事例が報告をされました。

大人の意見を聞く場合もそうですけれども、子供に意見を聞く場合、子どもの権利条約とこどもの権利条例の趣旨をきちんと説明して、理解を広げた上で意見を聞くということが私はとても大事だと思います。

子供たちに意見を聞くときに、本当にあなたは大切にされているんだよと、言いたいことを言ってもいいんだよと、学校やお母さんたちと意見が違って自分の思いを言って相談をすればいいんだよということをやちゃんと伝えた上でなければ、出てこない意見というのはあると思うのですね。

去年5月に富山県の学童保育連絡協議会などが主催する学童保育の交流会が開催されました。こども未来対策特別委員会の代表として、副委員長にも挨拶に来ていただきましたけれども、日本子どもを守る会の増山均先生が講演されたのです。子供の意見を聞く場合にはそのまま聞くのではなくて、伸び伸びと遊んでもらうと。そうすると本当に心が満たされてリラックスして、そこで、何がしたいと聞くと本音が出てくると。だから、つらい状況に置かれている子供に本音や願いを言ってもらおうというのは、それなりの前提作業が必要だということです。

魚津市が子どもの権利条例をつくるときに4年かけたという話があったと思います。南砺市がこどもの権利条例をつくるときにも、やはり丁寧にフォーラムやイベントを開催してその中で、子供というのは大切にされて愛されると同時に、思ったことをそのまま言って実現していくということが大事なんだということを伝えて、そして、どう思うと意見を出し合って、議論して条例をつくっていったそうです。その過程の中で、条例の実効性を担保する子供たちや先生が育っていくわけですね。

だから、こどもの権利条例を実践できる県民や子供を育てていって、それで初めて、できた条例というものの実効性が担保できるわけです。

だから条例をつくってしまえばいいというわけではないと。過程が大事だと。子供を巻き込んで県民ぐるみで検討する丁寧な作業が必要です。

私は新年度の予算に向けて、そういう県民的な学習会やフォーラムや全国の実践事例会を開催するため人を呼んできて、お話を聞いてみんなで考えてそれを広げる、そういう企画の予算をちゃんと計上してくださいという要望を出しております。条例をつくれればいいというものではないという精神です。

条例作成の検討過程で大いに生かしていただきたいと思いますが、最後に課長の見解を伺います。

池田こども政策課長 条例の制定に当たりましては、子供をはじめ県民全体で条例制定の趣旨や第1条にある目的、第3条にある基本理念、第4条にあるこどもにとって大切な権利などの共有を図りながら検討をしていくことが重要であると考えております。

そのため、今年度は学識経験者や最前線で子供の支援活動を行う民間団体等で構成する有識者会議を開催するとともに、市町村や子供の支援を行う団体などから御意見をお聞きしているところでございます。

また、子供に対して幅広く意見聴取を行っており、先ほど御報告いたしましたとおり、条例の素案につきまして、子供にも分かりやすいリーフレットを作成しまして、意見募集を行ったところ、多くの御意見等が寄せられたところでございます。

さらに、今後、市町村教育委員会と協力しまして、中学生を対象にしたワークショップの開催なども予定しております。

ます。

新年度におきましても、引き続き子供等からの意見聴取を行うこととしておりまして、具体的には子供と知事の意見表明交流会の開催や児童養護施設や特別支援学校など声を聞かれにくい子供への意見聴取、高校生を対象としたワークショップの開催などを行いたいと考えているところです。

このように、条例制定の過程において、子供をはじめ、県民の皆さんから多くの御意見などをお聞きしながら、条例案の検討を進めてまいりたいと考えております。

火爪委員 私は、この権利条例づくりに教育委員会ももっと積極的に関わってほしいと教育警務委員会で質問しております。今日、関係者が一堂に会して議論できる場を特別委員会で設定されたことは、大変適切だったと思います。

大いに期待しておりますので、頑張ってくださいと思います。

武田委員長 ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑・質問を終わります。

2 行政視察について

武田委員長 次に、行政視察について議題といたします。

本委員会の行政視察については、必要に応じて機動的に実施していきたいと考えており、その実施に当たっての日程調整等については、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

武田委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で付議事項についての審査を終わりますが、この際、ほかに何か御意見はありますか。——ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。

